全国コープ福祉事業連帯機構機構

第１１０回厚生労働省社会保障審議会介護保険部会

所得420万円以上は介護保険料引上げへ

２０２３年１２月２２日（金）１５：００～１６：００

１２月２２日の介護保険部会では、１.給付と負担について（報告）２.介護保険法施行規則の改正等（報告）３.「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方に関する検討会」中間とりまとめ（案）（報告）が行われました。65歳以上の第１号保険料について、年間所得が420万円以上の高所得者の保険料を引き上げることが報告されました。又、利用者負担が２割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、今改定では実施せず、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに見送られることになりました。

第１号保険料に関する見直しの成案（標準９段階から標準13段階への見直し）

○介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、１号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る

・高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に９段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定

・低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第７期から第８期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定

※介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準９段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める

第9期計画期間における第一号保険料（標準13段階）

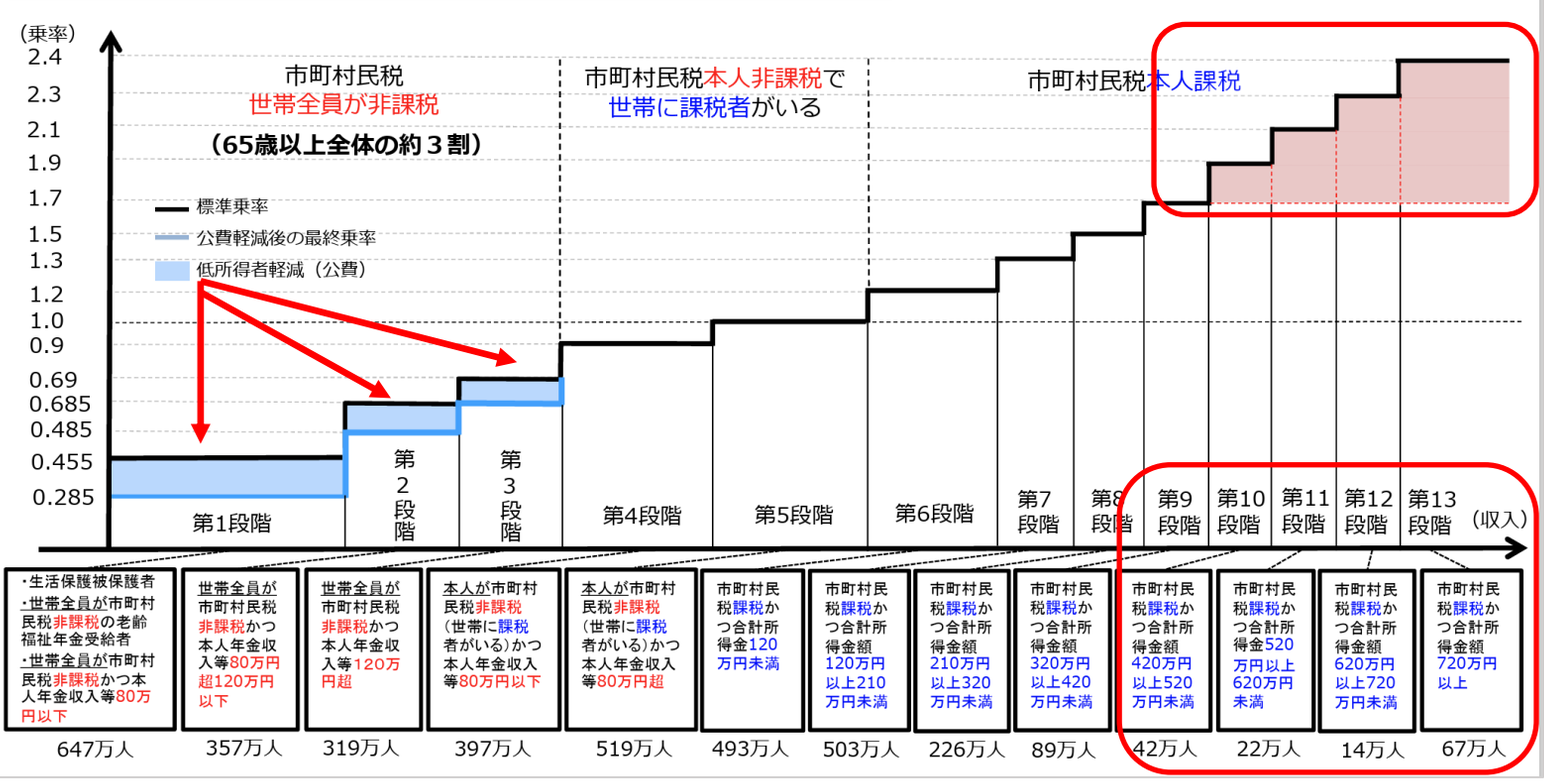

委員からの主な意見

・給付と負担について、介護保険制度の持続可能性を維持するために負担のみではなく、給付のあり方も中長期の視点に立って考える時期に来ている

・地域共生社会の実現に向け地域住民のNPO活動、協同組合等、多様な主体の参画を積極的に進めて、それぞれの特性を活かした取り組みを地域ごとに充実させる環境整備をしてほしい

・住宅確保要配慮者の居住支援について、身元保証の問題は、住宅確保に限らず、入院、手術、施設入居など既に保証人代行などの業態が生まれるなど、多岐にわたる問題となっている。広範囲な議論をお願いしたい

（民間介護事業委員会）

・居住支援の手段として養護老人ホーム、経費老人ホームなど福祉施設も検討の対象とするべき。これらの施設では生活上の支援体制も整っており、一部の地域では定員割れも発生している。積極的にご検討いただきたい

（全国老人福祉施設協議会）

・２割負担の一定所得以上の判断基準について、年収モデル等できめ細かく検討して該当者が必ず負担できるという確約のもとで進めていただきたい

（日本医師会）

・２割負担の一定所得以上の判断基準は、今後３年間で確実に結論を得ていただきたい

（全国健康保険協会）

詳細は厚労省HPへ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36963.html